長野広域連合(特別地方公共団体)の概要



【構成9市町村(3市4町2村)】

長野市 須坂市 千曲市

坂城町 小布施町 信濃町

飯綱町 高山村 小川村

令和2年5月21日 長野広域連合 事務局総務課

地方公共団体の種類について

地方自治法第1条の3(地方公共団体の種類)、第8条(市の要件)、第252条の19(指定都市の権能)、第252条の22(中核市の権能) などで規定

	都道府県		
普通地方公共団体 ※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。	市町村	指定都市 要件:人口50万以上の市のうちから政令で指定	
		中核市 要件:人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定	
		施行時特例市 地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)による特例市制度 の廃止(平成27年4月1日施行)の際、現に特例市(※)である市	
		※特例市制度 要件:人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定	
		その他の市 要件:人口5万以上ほか	
		町村	
		特別区 ※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度	
特別地方公共団体		地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 ※特定の目的のために設置されるもの	

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H30.7.1現在

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての 基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。 ○締結件数:319件

○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:240件 (75.2%)、その他:79件(24.8%)

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数:211件

〇主な事務: 消防41件(19.4%)、広域行政計画等27件 (12.8%)、救急25件(11.9%)

機関等の共同設置

法人の設立を要しない簡便な仕組み

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組 総等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。 ○設置件数:446件

○主な事務:介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会115件(25.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共 団体に委ねる制度。 〇委託件数:6,628件

〇主な事務:住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、 公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

〇代替執行件数:3件

○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、 公害防止に関する事務:1件

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

〇設置件数: 1, 466件

○主な事務:ごみ処理400件(27.3%)、し尿処理326件(22.2%)、救急268件(18.3%)、消防268件(18.3%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認め られる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は 都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

〇設置件数:116件

〇主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査46件(39.7%)、障害区分認定審査31件(26.7%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
- (注3)協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条、第285条の2、 第291条の2~第291の13

4) 設置数 ※H30. 7. 1現在

116件(構成団体:延べ2,360団体)

主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定

審査46件(39.7%)、障害区分認定審査31件

(26.7%)

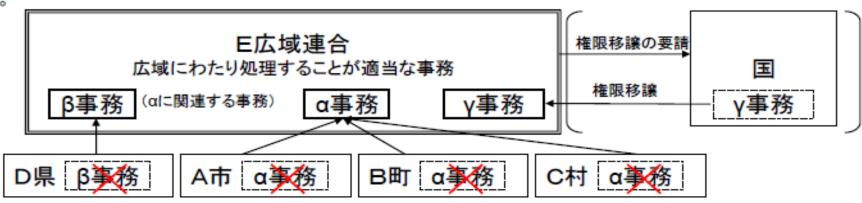
② 制度の概要

※ 広域連合の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに 件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡 調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経 て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知 事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

<u>一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。</u>

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	·特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的 等	・ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画 を作成し、広域計画実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を 広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置。
処理する事務	構成団体に共通する事務複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等		 ・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
構成団体との 関係等		・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手続	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左 (ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の 関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、 広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	議会―管理者(執行機関)複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能公平委員会、監査委員は必置	議会―長又は理事会(執行機関)・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選 挙 方 法 等	議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、 選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。



広域連合とは

都道府県、市町村などによって構成される特別地方公共団体です。 広域にわたり処理することが適当な施策等について、広域計画を作成し、構成団体 と必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に遂行します。

市町村

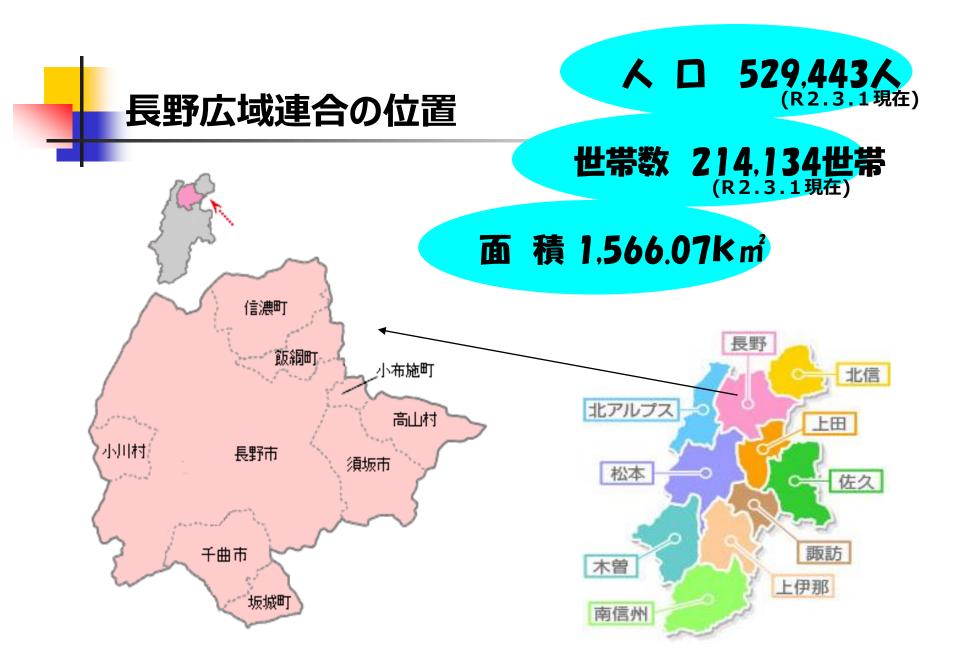
- ●個性的なまちづくり
- ●地域に密着したきめ細かな仕事

広域連合

●市町村が広域的に連携・協力して 、進める仕事

広域連合制度の課題

構成市町村長及び議会の全ての合意がないと、規約変更などの基本的事項が決定できず、又は、意思決定に時間がかかる。(市町村負担金率の決定など)



県内広域連合における主な処理事務等

【令和2年4月1日現在】

広域 連合	構成市町村	主な処理(設置、管理・運営等)事務 (赤字記入:広域連合で事務完結する事業)
1 上田 地域	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町	①消防事務②介護認定審査・調査③ごみ・し尿処理・斎場④図書館情報ネットワーク⑤病院群輪番制病院補助金事業⑥広域幹線道路網計画ほか
2 松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	①消防事務②介護・障害程度区分認定審査③広域的なごみ処理の対応④旧伝染病舎の管理⑤松本地域の広域行政の推進に関する事業ほか
3 木曽	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	① 消防事務 ②介護認定審査③ごみ・し尿処理・葬祭センター④特別養護老人・養護老人ホーム⑤地域情報ネットワーク⑥ 景観基本構想ほか
4 南信州	飯田市、松川町、高森町、 阿南町、阿智村、 平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、 泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	①消防事務②介護認定審査③ごみ処理・し尿処理④特別養護老人ホーム⑤知的障害者施設⑥広域幹線道路網計画 ⑦地域公共交通ほか
5 上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、 南箕輪村、中川村、宮田村	①消防事務②業務システムの共同利用②介護・障害程度区分認定③ごみ処理施設④広域的な医療体制の整備調整 ⑤幹線道路網計画ほか
6 北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	①消防事務②介護保険事務·介護認定審査③情報システム共同設置④養護老人ホーム⑤老人保健施設⑥在宅当番 医事業ほか
7 佐久	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、 南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、 御代田町、立科町	①消防事務②介護認定審査③特別養護老人ホーム④救護施設⑤火葬場・と畜場施設ほか
8 北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	①介護・障害支援区分認定審査②養護・特別養護老人ホーム③病院群輪番制病院運営費補助事業④老人ホーム入所判定ほか
9 諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見 町、原村	①消防事務②介護保険事務・介護認定審査③特別養護老人ホーム④ごみ処理広域化計画⑤小児夜間急病センターほか
10 長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、 高山村、信濃町、小川村、飯綱町	①介護・障害程度区分②特別養護老人・養護老人ホーム・デイサービスセンター③ごみ焼却施設・最終処分場④老人ホーム入所判定ほか

長野広域連合全体の正規・会計年度任用職員数及び構成比率

(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

				A = 1 #					-位.人/
	. —		C 正規職員	会計年度	任用職員	F 会計年度		構成	
所 属	A 正規	B 派遣	等計 (A + B)	D フルタイム	E パート	任用職員計 (D+E)	G 計	正規職 員等	会計年度 任用職員
総務課	5	4	9	2		2	11	81.8%	18.2%
福祉課	2	5	7	7	1	8	15	46.7%	53.3%
環境推進課		20	20	2		2	22	90.9%	9.1%
事務局計	7	29	36	11	1	12	48	75.0%	25.0%
養護松寿荘	11		11	14	9	23	34	32.4%	67.6%
はにしな寮	10		10	11	9	20	30	33.3%	66.7%
特養松寿荘	17		17	16	10	26	43	39.5%	60.5%
久米路荘	25		25	17	18	35	60	41.7%	58.3%
小布施荘	21	1	22	22	16	38	60	36.7%	63.3%
矢 筒 荘	17		17	12	16	28	45	37.8%	62.2%
須 坂 荘	16		16	14	9	23	39	41.0%	59.0%
豊岡荘	16		16	14	10	24	40	40.0%	60.0%
若槻ディ	1	1126/F F F F # W	TELLA STATUTE OF	6	2	8	9	11.1%	88.9%
戸隠中央デイ	1	H26年度厚生労 全国的(正規職員		4	6	10	11	9.1%	90.9%
信州新町デイ	1	非常勤職員		8	4	12	13	7.7%	92.3%
戸隠在介			0	1	1	2	2	0.0%	100.0%
施設計	136	1	137	139	110	249	386	35.5%	64.5%
計	143	30	173	160	111	261	434	39.9%	60.1%

広域計画について



広域計画は、広域的な政策や行政需要に的確に対応していくことを目的として設立された広域連合が、これを組織する地方公共団体やその住民に対して、事務処理に当たっての目標等を明確にし、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うために、地方自治法(昭和22年法律第67号)**第291条の7の規定**により作成を義務づけられているものです。

地方自治法第291条の7の主な規定(要旨)

- ① 広域連合設置後速やかに**議会の議決**を経て、広域計画を作成しなければならない。
- ② 広域連合及び関係市町村(構成市町村)は、**広域計画に基づいて、その事務を処理** するようにしなければならない。
- ③ **広域連合長**は、関係市町村(構成市町村)の事務の処理が広域計画の実施に支障があり、又は支障があるおそれがあると認めるときは、**議会の議決を経て**、関係市町村(構成市町村)に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを**勧告することができる**。

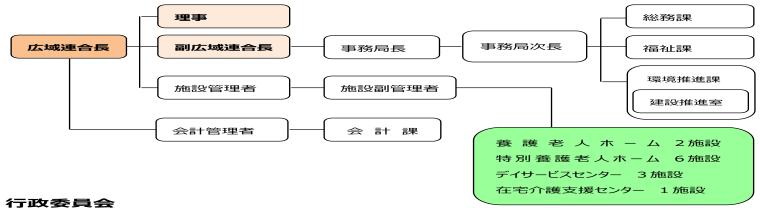
長野広域連合の組織[令和2年4月1日現在]



★ 内部合議体制



★ 事務執行組織





長野広域連合 広域計画 [平成28年度~令和2年度]での記載内容

長野広域連合が行う主な事務・事業

- 1 長野地域の振興整備のための事業の実施
- 2 高齢者福祉施設などの運営

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、 在宅介護支援センター、老人ホーム入所判定委員会、 介護認定審査会、障害程度区分認定審査会

- 3 ごみ処理施設・最終処分場の建設、運営
- 4 職員の共同研修
- 5 広域的課題の調査研究

1 長野地域の振興整備のための事業の実施

長野地域ふるさと事業 ①

10億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益により次の事業を実施しています。

1 魅せますながのプロジェクト』事業

長野地域の魅力ある資源等を県内外に情報発信することにより、来訪者の増加や周遊 促進等につなげ、更なる地域の活性化を図るものです。

① 【広域エリア イラストマップの作成】

初版の発行から好評を得ているもので30年度も改訂版の増刷を行い、情報発信として、観光情報センターやホテル、高速 S A、レンタカー、旅行会社などで幅広く活用されています。

②【映像放映によるPR】

長野駅改札口付近の大型スクリーンを活用し、プロモーション映像を放映することで、 長野地域の周遊や再来訪の促進を図っています。

1 長野地域の振興整備のための事業の実施

長野地域ふるさと事業 ②

2 長野地域スポーツ振興事業

スポーツを通じた長野地域全体のスポーツの振興及びチームの応援等を通じて、地域の 一体感の醸成を図るため、長野地域をホームタウンとする「サッカー・野球・バスケットボール・ バレーボール」チーム所属の選手等による園児・小中学生等を対象に出張スポーツ交流事業 を実施しています。

① 出張スポーツ交流事業【平成30年度実績】

関係市町村の保育園や小学校等でのスポーツ交流

·AC長野川。此们 18回実施 687名参加

·信濃グランセローズ 9回実施 244名参加

·信州ブレイブウオリアーズ 18回実施 678名参加

•長野ガロンズ 18回実施 499名参加

② スタジアム交流・施設見学・公式戦応援【平成30年度実績】

出張スポーツ交流を行った子供たちを公式戦へ招待し、交流や観戦の機会を提供・サッカー・パ、スケットボール・パ、レーボール 各2回 428名参加



高齢者福祉施設の設置運営

長野広域連合では、次の高齢者福祉施設等の設置運営を行っています。

・養護老人ホーム

2施設

・特別養護老人ホーム

6施設

・デイサービスセンター

3施設

・在宅介護支援センター 1箇所

※ 平成12年度から介護保険制度が導入され、会福祉法人による設置・運営が進んでいることから、特別養護老人ホーム七二会荘・杏寿荘を、それぞれ平成22年度、平成26年度に社会福祉法人へ移管しました。

なお、**令和3年度には須坂荘を社会福祉法人へ移管**することとして、現在 進めています。

施設配置状況:地域バランスに配慮して施設を設置しています。





養護老人ホーム(2施設)

松 寿 荘 長野市上野 定員100人 はにしな寮 坂城町 定員 60人 短期4人

- ●入所者は、環境上及び経済上の理由により、居宅での養護が困難な人で、 市町村の措置により入所されます。
- ●施設では、次のよう処遇を行っています。
 - ・生活向上のための指導
 - ・機能の回復などの訓練
 - ・教養娯楽・レクリエーション などのほか日常生活の提供・援助

特別養護老人ホーム(6施設)

久米路荘 信州新町 定員84人、短期16人

小布施荘 小布施町 定員70人、短期 8人

松寿荘 長野市上野 定員70人、短期 4人

矢筒荘 飯綱町 定員72人、短期10人

須坂荘 須坂市 定員70人、短期 8人

豊岡荘 長野市戸隠豊岡 定員50人、短期10人

計 定員 416人 短期 56人

- ●利用者は、要介護認定者が対象で、施設との契約により利用します。
- ●施設では、日常生活の介護のほか、健康相談、機能訓練、趣味・娯楽活動、 生活相談などのサービスを提供しています。



デイサービスセンター (3施設)

若槻デイサービスセンター 長野市若槻 定員25人

戸隠中央デイサービスセンター 長野市戸隠豊岡 定員25人

信州新町デイサービスセンター 長野市信州新町 定員30人

- ●利用者は、要介護認定者が対象で、施設との契約により利用します。
- ●施設では、健康相談、機能訓練、趣味・娯楽活動、生活相談などのサービス を提供しています。



戸隠在宅介護支援センター 長野市戸隠豊岡

- ●特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置しており、長野市から業務を 委託されています。
- ●地元の戸隠地区を中心に、在宅の高齢者の介護サービス計画を作成しています。

老人ホーム入所判定委員会

養護老人ホームへの入所措置を判定するための入所判定委員会は、厚生労働省の指針により市町村に設置が義務付けられています。 このため、長野広域連合関係9市町村では、長野広域連合に 共同設置しています。

入所判定委員会は、**関係市町村老人福祉担当課長、地域包括支援センターの長、保健所長、精神科医**及び**養護老人ホームの施設長**各1名による<u>委員5人</u>で構成し、市町村が入所措置の開始、変更等を行う場合は、入所判定委員会の意見を聞くものとされています。

介護認定審査

介護保険は、保健・医療・福祉がそれぞれに担ってきた高齢者介護を一本化して、平成12年4月から総合的なサービスを利用できるようにした公的制度です。

長野広域連合では、各市町村へ提出された介護保険の認定申請に対して公平・公正で迅速な審査・判定をするために、保健・医療・福祉 関係の専門家180人からなる介護認定審査会を設置し、5人で一組の合議体により要介護区分の審査・判定を行っています。

市町村

- ① 申請の受付
- ② 訪問調査
- ② 医師の意見書
- ③ 【コンピュータによる一次判定】

長野広域連合 _{企業認定審委会問係}

【介護認定審査会開催】

審査・判定 (**委員による二次判定**)

市町村

認定通知

障害支援区分認定審查

「障害の種別(身体・知的・精神障害)ごとに提供されていたサービスについて、 障害の種別にかかわらず総合的にサービスを利用できるよう、平成18年4月に 仕組みが一元化され、平成25年4月からは「障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律」の施行により、難病等も加えて障害福祉サービスを利用できるようになりました。

長野広域連合では、各市町村へ提出された申請に対して公平・公正で迅速な審査・判定をするために、保健・医療・福祉・学識経験関係の専門家20人からなる障害支援区分認定審査会を設置し、5人で一組の合議体により障害支援区分の審査・判定を行っています。

市町村

- ① 申請の受付
- ② 訪問調査
- ② 医師の意見書
- ③ 【コンピュータによる一次判定】

長野広域連合

【障害支援区分認定審査会開催】

審査・判定 (**委員による二次判定**)

市町村

認定通知

3 ごみ処理施設・最終処分場の建設、運営



快適でうるおいのある生活環境を維持するためには、適切な廃棄物処理が必要です。

長野広域連合では、持続可能な循環型社会を目指して、管内の既存焼却施設を集約し、環境にやさしい安全な焼却施設等を整備していきます。

また、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、埋立て処分する量を削減するとともに、安全な最終処分場の確保など、広域的なごみ処理対策を進めていきます。

1 管内市町村の可燃ごみの焼却処理体制

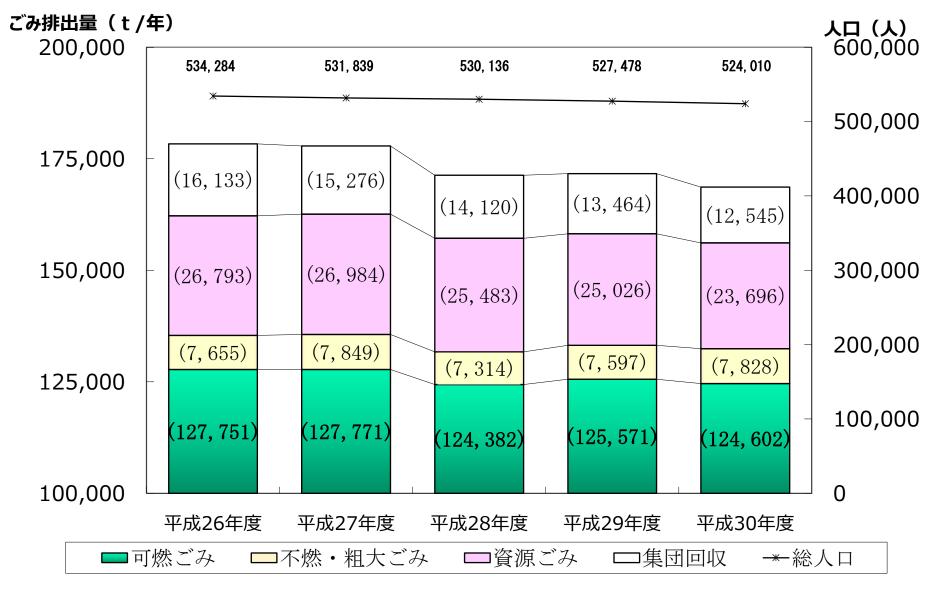
設置主体	施設名称	処理対象区域等
長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	長野市、須坂市、高山村、信濃町、 小川村、飯綱町
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	千曲市、坂城町

2 管内市町村の焼却灰の最終処分体制体制

設置主体	施設名称	処理対象区域等
民間委	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、 高山村、信濃町、小川村、飯綱町	

3 ごみ処理施設・最終処分場の建設、運営

長野地域(小布施町を除く)ごみ排出量と人口の推移



3 ごみ処理施設・最終処分場の建設、運営



ながの環境エネルギーセンター (A焼却施設) (長野市) ※平成31年3月本稼働

施設規模:405t/日(135t×3炉)

ストーカ+灰溶融(灰溶融炉:22t/日×2炉)

建設地:長野市松岡二丁目



B 焼却施設(千曲市)※令和3年度竣工予定

施設規模:100t/日(50t×2炉)

ストーカ+灰溶融(灰溶融炉10t×1炉)

建設地:千曲市大字屋代字中島



最終処分場(須坂市)※令和2年度竣工予定

埋立容量:約8万5千m3

埋立期間:15年間

埋 立 物 :溶融スラグ、反応飛灰、溶融不適物

建設地:須坂市大字亀倉

4 職員の共同研修



市町村職員の共同研修

時代の変化 への対応

地方分権時代の到来

少子高齢化の進展

情報化・国際化の推進

新たな行政課題への柔軟かつ的確な対応

高度な住民サービスの提供

効率的な行財政運営

個々の市町村が行う研修を補完

より高度な専門的知識や広域的視点の醸成

社会的要請に応える職員の資質の向上・能力開発

実施した主な研修=「住民と行政の協働」「公会計制度」「高度情報化」など

4 職員の共同研修(平成30年度・令和元年度実績)



市町村職員の共同研修

●多様化・高度化する行政ニーズへ対応することを目的に、職員の資質向上を図るとと もに、市町村の枠を越えた広域的で多角的な視点を養成するため、職員の共同研修 を実施しました。

【平成30年度】

第1回 平成30年7月20日(金)午後2時~午後3時30分演 題『夢みる力が「気」をつくる』 講師 九州旅客鉄道 代表取締役会長 唐池 恒二 氏会 場 長野市芸術館リサイタルホール

出席者数 179人

第2回 平成30年10月29日(月) 午後2時〜午後3時30分 演 題 『双雲流ポジティブ思考法〜しあわせになれるはたらきかた〜』 講 師 書道家 武田 双雲 氏 会 場 長野市芸術館アクトスペース 出席者数 198人

【令和元年度】

第1回 令和元年9月13日(金) 午後2時から午後4時まで 演 題『100人100通りの働き方 ~幸福度と生産性の両立~』 講 師 サイボウズ株式会社代表取締役社長 青野 慶久 氏 会 場 長野市芸術館アクトスペース 出席者数 145人

第2回 令和2年1月15日(水) 午後2時から午後4時まで 演題『一歩を踏み出す~公務員からサッカーの世界へ~』 講師産業能率大学サッカー部監督小湊隆延氏 会場長野市芸術館アクトスペース 出席者数 108人

広域的課題の調査研究

構成市町村が処理する事務のうち、広域的課題として取り組む必要があるものについて、専門部会を設置し、調査・研究を行います。

□ 広域的課題調査研究事業

広域的に取り組むことにより、スケールメリットなどが 発揮できる事業の調査研究

広域的な取り組みの課題

市町村の立地条件や規模などの違いにより、広域的に取組むべき課題が、構成市町村ごとに異なる場合があり、課題の選択や検討が難しい。

連携中枢都市圏の取組の推進

5 広域的課題の調査研究(今までの経過)

専門部会名	構成員	設置目的	現在までの状況
① 広域的課題調査	関係市町村広域行 政担当課長	広域的に対応すべき事務処理項目について検討を行い、また、共通性や緊急性の高いものから順次、個々の項目ごとに専門部会を設置し、調査研究を行う。	※現在までに設置した専門部会 ・老人福祉施設統合専門部会 ・消防専門部会 ・高度情報化専門部会 ・し尿処理専門部会 ・火葬施設専門部会 (病院群輪番制病院運営事業については、現段階では専門部会の 設置に至っていない。)
② 老人福祉施設統合	関係市町村担当課 長及び施設事務局 長等	養護老人ホームはにしな寮の統合について、検討を行う。	平成13年4月1日、はにしな寮が長野広域連合に統合されたことにより 解散した 。
③ 消防	関係市町村消防担 当課長、3 消防本 部総務課長、県関 係課長	圏域内3消防本部の統合の可能性について、検討を行う。	平成19年11月に「長野地域における消防の広域化報告書」をまとめ 理事会に報告の後、解散した。
④ 高度情報化	関係市町村情報担 当課長	システムの標準化によるデータの相 互利用やシステムの共同化により、 情報関連事務の効率化や経費 の削減と高度なセキュリティ対応を 図る。	平成19年2月、正副連合長会において、「広域的高度情報化の推進に関する報告」を行い、 解散した 。
⑤ し尿処理	関係市町村担当課 長及び施設事務局 長等	圏域内7箇所(平成16年当時)に存在するし尿処理施設の 統廃合について、調査研究を行う。	・平成17年度には、「し尿処理の広域化について(中間報告)」を取りまとめた。 ・平成19年度に、中間報告の見直しを実施し、「し尿処理の広域化について(第2次中間報告)」において「し尿処理施設の広域連合への移管は困難なため、運営主体は当面現状のままとする。」とした。
⑥ 火葬施設	関係市町村担当課 長及び施設事務局 長等	圏域内で行っている火葬施設の 統廃合による業務運営の効率化 について、調査研究を行う。	・平成13年度には、「火葬業務の広域化」として中間報告をした。 ・平成17年度には、中間報告の後、施設の状況等について調査を行い、 現状の把握、課題等の再確認を行った。 ・平成18年度には、施設の相互利用に向けた使用料等の調整につい て調査研究を行い、「火葬業務の広域化に関する報告」を行った。今後、 施設の使用料の統一と併せて検討していくことが必要となったため、現 在は休止中である。



連携中枢都市圏の取組の推進

1 連携中枢都市圏とは

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、 経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

2 連携中枢都市圏の意義とは

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

<参考>長野地域連携中枢都圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 圏域を形成する長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町が位置する長野地域は、 広域連合による事務の共同処理を実施するなど、社会的・経済的な結びつきが強く、従来から顔の見える親しい関係を構築
- 圏域における人口減少、少子・高齢化の進行や東京を中心とした大都市圏への人口流出に歯止めをかけ、圏域の住民が安心して快適に暮らしていけるよう、平成28年3月に連携協約を締結し、長野地域スクラムビジョンを策定、公表

今後の展開

- 年1回のビジョン懇談会及び首長会議、年4回程度の連携中枢担当課長会議並びに連携事業ごとに開催する 担当者会議などを通じて、連携市町村や圏域住民が求めるニーズを把握し、長野地域連携中枢都市圏ビジョン への反映を協議
- 圏域内の大学や産業、金融界等との連携強化による産業育成や創業支援など、圏域全体の経済成長のけん引の分野の更なる推進のためにビジョン懇談会、外部人材などを活用
- 各連携事業のフォローアップを通じた事業内容の拡充等により、KPI達成に向けての取組を深化





圏域全体の経済成長のけん引

就職情報サイト「おしごとながの」活用等地域への就職支援事業

●長野地域若者就職促進協議会が運営する 就職情報サイト「おしごとながの」の活用を 通じた地域への就職支援強化

登録企業数341社[うち連携市町村87社] サイトセッション数145,486回 (平成30年度実績)





❷各種イベントによるUJIターン就職の 促進

延べ参加学生数195人 延べ参加企業数119社[うち連携市町村27社] (平成30年度実績)

高次の都市機能の集積・強化

農業の新たな担い手育成事業

長野市農業研修センターにおいて農業の 新たな担い手として多様な人材を育成・支援 (平成29年4月開設)

受講者数68人・1社[うち連携市町5人] (令和元年度



圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育の広域利用の拡大事業

病児・病後児保育事業の広域利用の推進及び広域入所 や近隣市町村からの一時預かり保育の受入れ継続

利用実績228人 [うち連携市町村23人] (平成30年度実績)



公共交通利便性向上事業



バス共通ICカード「KURURU(くるる)」の利用可能範囲を拡大し、長野地域の自治体で共通して利用できる環境を整備(平成30年度:高山村・飯綱町、令和元年度:小川村へ拡大)

KURURU利用件数4.556千件(平成30年度実績)

移住,定住促進事業、結婚支援事業

●移住に関する合同相談会、移住婚活ツアー (新規)の開催、移住交流イベント等への共 日出展

延べ参加者数128人(平成30年度実績)

❷移住体験ツアーの開催 延べ参加者数17人

❸移住パンフレット等の作成 (平成30年度実績)



